

河内長野市同和教育基本方針

昭和 49 年 3 月 29 日制定

日本国憲法は、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重し、さらに、すべての国民は、法のもとに平等であることを保障している。

しかし、今なお日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造にもとづく差別により、基本的人権が完全に保障されておらず、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれている国民がいる。

これらの問題は、民主主義がいまだに徹底していないことにもとづくものである。これを解決するには、すべての市民が国民的課題として取り組まなければならない。そのために、国および地方公共団体の責務として、差別の実態を科学的にとらえ、積極的に差別からの解放に努めねばならない。本市においては、このことを強く認識し、市および市民の共通の責任において、本問題解決のため、本市同和教育基本を定め、より強力にその推進をはかることを決意するものである。

1. 日本国憲法、教育基本法の精神にのっとり、同和対策審議会答申の趣旨にもとづいて、人権尊重の精神に徹し、差別の実態を正しく把握して、不合理な部落差別をなくする科学的認識を育て、実践力を身につけた民主的な人間の育成を期する。
2. 部落差別を含む、すべての差別をなくするために、市内のすべての学校園ならびに地域社会において、同和教育を推進し、すべての人々が部落問題を正しく認識し、この国民的課題をみずからの課題として解決にあたるように努める。
3. 日常の家庭生活において、民主的な家庭関係を確立するとともに、特に子どもの教育において、基本的人権の尊重の精神を具現し、差別を見ぬく力を育てる。
4. 日常の学校教育の実践において、人間の尊厳を体得させ差別を許さぬ人間を育成するとともに、すべての児童、生徒の可能性を最大限に伸ばし得るよう、教育諸条件の整備をはかり、教育の機会均等と進路の保障に努める。
5. 日常の市民生活を通して、あらゆる差別の実態を明らかにし、その打破に努めるよう、青年、成人を対象とする学級講座、集会などにおいて社会同和教育の研修を積極的に進める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性をたもち、学校教育、社会教育および家庭教育の連けいをはかるとともに、関係諸機関および諸団体との連けいをいっそう密にして、総合的に推進する。